

患者様の権利と義務について

私達は、医療行為が患者様と医療者との信頼関係の上に成り立つものであり、医療は患者様中心であることを深く認識して、ここに「患者様の権利と義務」を定めます。

患者様の権利

- ・ 公平な医療を受ける権利

患者様は、どのような病気であろうと、また年齢、性別、人種、支払能力などに関わらず公平で差別のない医療を受ける権利があります。

- ・ 尊厳が保たれる権利

患者様は、人間としての尊厳や価値観、信念、宗教などに配慮された医療を受ける権利があります。

- ・ 安全な医療を受ける権利

患者様は、医療事故や院内感染の発生防止及び、院内の保安全管理など安全に配慮された医療を受ける権利があります。

- ・ 十分な説明を受ける権利

患者様は、ご自身の医療について、その目的・方法・内容・危険性・予後・病状・経過などについて分かり易くて十分な説明を受ける権利があります。

- ・ 自己決定の権利

患者様は、医療者からの説明を受け納得した上で、ご自身が医療を受ける権利、あるいは拒否する権利があります。

- ・ 他の医師等の意見を聞く権利

患者様は、ご自身が受けている医療について他の医師等の意見を聞く権利があります。

- ・ 情報を知る権利

患者様は、ご自身が受けている医療及び、医療費について知る権利があります。

- ・ プライバシーが守られる権利

患者様は、ご自身に関する個人の情報やプライバシーが守られる権利があります。

- ・ 意見や考えを述べる権利

患者様は、当院で受ける医療の全ての側面についてご意見や不服、又は敬意を表す権利があります。

- ・ 不快が和らげられる権利

患者様は、ご自身が持つ不快や痛みに対して適切な評価及び、その治療等を受ける権利があります。

患者様の義務

- ・ 正確な情報提供を行う義務

患者様は、効果的な治療や検査を受けるため主訴、現病歴、既往歴、入院歴、手術歴、内服状況、疼痛、アレルギー及び、他の健康問題について正確な情報を医療者に伝える義務があります。

- ・ 医療者とのコミュニケーションへの協力義務

患者様は、ご自身が受ける医療に関して不明な点や不安がある場合には自ら質問をすることや自己の気持ち・考えを伝えること、又は必要に応じてカンファレンス等に参加する義務があります。

- ・ 治療に関わる指示やアドバイスを遵守する義務

治療効果を最大とするため、医療者からの説明に基づいて同意された治療計画等を遵守する義務があります。よって、医療者の指示やアドバイス又は治療計画等に従わず生じた結果についての責任はご自身にあります。

- ・ 他の患者様へ配慮する義務

他の患者様のプライバシーや個人情報及び、権利を尊重する義務があります。また、他の患者様に迷惑を掛けないために当院で定めたルール等を守る義務があります。

- ・ 迷惑行為等を行わない義務

他の患者様や見舞客及び、職員等に対していやがらせ、暴言、セクハラ等の反社会的行為などを行ってはなりません。

なお、迷惑行為と認めた場合には法的責任が問われる場合があります。

- ・ 医療費の支払義務

当院で受けた医療に基づき請求された医療費について、必ず外来受診当日又は退院日、若しくは当院が指定する期日までに支払う義務があります。
